

誌上再現 男女共同参画基礎講座

ジェンダーに関するディベート・デモンストレーション

東京家政大学人間文化研究所所長 関根靖光

こんにちは！ 東京家政大学の関根と申します。

1 今日、ディベートを皆さんにご紹介することになっています。私は大学で「スピーチ・ディベート入門」という授業を担当していますが、ディベートとの出会いは遥か何十年前も前、高校時代にさかのぼります。

交換留学でアメリカの高校4年生、日本で言うと高校3年に入ったのですが、そこでいろいろ面白い授業をとったなかの一つが「スピーチ」でした。1年間、毎日4時間目がその科目です。選択科目で、女子生徒の方が多かったですね。

そこでさまざまなスピーチのスタイルを学びましたが、なかでも強烈な印象を与えたのがディベートです。あとで分かったことですが、私の教わったディベートは、スクール・ディベートというタイプのもので、二人一組でチームをつくり、与えられたテーマをめぐって肯定側と否定側に分かれてチーム対抗の議論をするものです。

一番基本的な型を教わったわけですね。現実の社会では、必ずしも2人で1チームと言う型でなくてもよいのです。3人で1チーム、4人で1チームなどOKだと思います。一人対一人でもディベートは成り立ちますね。しかし学校では、二人一組の基本形を教えているわけです。私が家政大学で教えているのも、このスクール・ディベートです。

2 さて、或るテーマをめぐって肯定と否定に分かれて議論する、といましたが、具体的にどういうことでしょうか。

例えば、平成22年前期の私の授業では、「日本にオオカミを導入すべし」という肯定派とそれに反対する否定派に分けて議論してもらいました。日本ではニホンオオカミが絶滅しておよそ100年経ちますが、天敵のオオカミがいなくなってシカの数が増加したのです。シカが増えると当然、エサがむさぼり食われ、そのうち山は丸裸になります。現在日光国立公園はシカに高山植物も食べられて荒廃してます。その解決策として、猟友会の人に害獣駆除という名目で毎年1000頭ずつシカを射殺してもらっていましたが、イエローストーンにオオカミを再導入したアメリカをまねて、日本にもオオカミを再導入したらどうか、という話が専門家間で出ています。そこで「日本にオオカミを導入すべし」をめぐる肯定派と否定派のディベート、となるわけですね。

これは大変白熱した議論になりました。

さて、議論の進め方ですが、スクール・ディベートでは大筋の規則があるのです。

3 こういう順に進みます。

まず肯定派チームのなかから一人が肯定の主張をします。これを肯定派の立論と言います。正式には10分ですが、時間的に制約もあり5分程度にする場合が多いです。

これに対して否定派の一人が、相手方の主張を十分に理解したいために、1～2分程度、質問をします。例えば、相手の使った用語についてその定義を聞いたりします。或いは、相手が引用したデータについてその出所を確かめたりします。これは「反対尋問」という恐ろしい名称で呼ばれています。

次に否定派の一人（尋問した人でもよい）が5分程度立論します。

それに対して肯定派の一人が、理解を深めたり確かめるために、或いはあとの反論の足がかりをつくるために1～2分尋問します。

以上のプロセスを、もう一回繰り返します。つまり、まだ立論していない肯定派のもう一人が、先ほどとは異なる観点から立論します、それに対して否定派が尋問します。次に否定派のまだ立論していない一人が先ほどとは異なる観点から立論し、それに対して肯定派が尋問します。

そして、ようやく1、2分の休憩に入ります。休憩といってもタバコを一服する、という時間ではなく、後半の反論を有効にするためにチームの仲間同士で戦術を練るわけです。仲間同士の話し合いの時間ですね。

4 後半はこういう順に進みます。

まず否定派の一人が出て、肯定派の立論に反論ののろしを上げます。これを反駁といいます。4分程度です。次に肯定派の一人が出て、否定派の立論を反駁します。

第3番目に、否定派のもう一人が出て、先ほどとは異なる視点から、或いは総括（まとめ）として、肯定派の立論を反駁します。

とうとう最後、第4番目に、肯定派のもう一人が出て、先ほどとは異なる観点から総括的に（まとめとして）反駁します。

スクール・ディベートでは、これですべてが終了です。

実際社会で見られるディベートは、これほどフェアなルールでは進みませんね。30分くらいで終わらずに延々と続くことがあります。一人が、ずっと時間を支配することがあります。

スクール・ディベートはいろいろな意味で模範なわけです。

それでは、これからディベートの実演をします。私の授業をとった4人の優秀な学生を紹介します。

あいうえお順で紹介합니다。藤川さん、宮腰さん、宮崎さん、宮島さんです。

5 一番、簡単なパターン、つまり1対1のディベートから始めましょう。スクール・ディベートは後のお楽しみにとっておきます。

テーマは「男は外、女は内」という、性の区別による役割分担論についてです。いま宮腰さんに仮に肯定派にたってもらいましょう。性別役割分担論の反対派を、宮島さんにやってもらいます。

まず、ディベート形式ではなく、単に意見をぶつけ合う夫婦を演じてもらいます。声が大きい方、力が強い方が勝ちになる率は高いですね。

この夫婦は、当初共稼ぎでしたが、子供が出来てから、がぜん変化が生じました。

夫：「言いづらいたけど、ぼくは、君に家にいて子供の世話や家事全般をやってもらいたいんだけど。いいだろうか」

妻：「これからずっと？」

夫：「そう。子供と家を守ってほしいんだ。その間、ぼくはばりばり働いて給料をもってくるから。家の中も外もこれで安心・安全になる」

妻：「私は絶対いやよ。せっかく仕事も慣れてきてこれから、という大切な時期なんだから。育児休業後は、保育園がダメなら、母に面倒見てもらっても、働きたいわ」

さて、二人の話はどのような決着がつくでしょうか。

二人の会話をディベート形式に変換してみましよう。そのきっかけになるのは、妻の次のような質問です。

妻：「あなたが手伝ってくれたら、あなたも私も働きながら、子育ても家事もできると思うんだけど。なぜ、私がうちにいなければならないの。なぜ、あなたではなく私が家にいた方が、子育てや家事が安心安全にできるの？ どういう理由なの？」

夫：「それは昔から決まっているんだよ。男が外で働き、女が家で子育てや家事をすることが」

妻：「慣習や慣例は、これから変えていくこともできるし、この家で変えることもできるわ。だから、慣習や慣例という答えは、私の質問に対する本当の答えになっているとは思えないわ」

夫：「それじゃ、あえて言おう。男の方が外の仕事に向いているんだよ。そして女の方が家のなかの仕事に向いている。これは普遍的な真理だよ。そしてぼくは男だから、外の仕事をする。君は女だからうちの仕事をする。」

妻：「あら、さっきと理由が違うは。さっきは普遍的な法則のように言わずに、社会がつくってきた慣習や慣例だと言っていたわ」

夫：「上げ足をとらないでよ。なんであれ、男は外、女は内が良いんだよ」

妻：「そこそこ、私が訊いているのは、なぜ男が外、女が内、が良いのか、その主張の理由、根拠よ。ちゃんと聞かせて」

さて、この主張の理由や根拠を尋ねることから、はっきりと意識的に「前提」という考えが発生したと思われる。そして当の主張は、その「前提」から出てきた「結論」ということになります。

単に主張するだけでは、意見を述べているに過ぎないのですね。意見の理由や根拠を述べることで、自分の意見・主張が合理的であることを証明しようとするわけです。聞いている方が、それがその通りだと納得すれば、言葉と論理によって理性的に説得されることになります。声が大きいとか、力が強い、とかといった不合理な原因で

屈服させられるのではないんですね。

それでは、夫はどのような前提によって「男は外、女は内」という性別役割分担を正当化できるのでしょうか。

いま、古代ギリシャのクセノポーンの「家政論」で描かれている、夫が妻に対して性別役割分担を論理的に主張している例を紹介しましょう。この夫は、大前提と小前提という二つの前提から結論を導き出す、いわゆる三段論法という方法で妻を説得しようとしています。

夫：「(大前提：) すべての男性は、女性よりも体力や耐久力に優れていますよね。

(小前提：) とところで、体力や耐久力に優れている者が、劣っている者よりも、力仕事や畑仕事といった家の外の仕事に向いていますよね。

(結 論：) 故に、すべての男性は女性よりも家の外の仕事に向いているのですよ」

妻：「……………」

同じテキストからもう一つの例。

夫：「(大前提：) すべての女性は、男性よりも赤ちゃんへの愛着心が強いんですね。

(小前提：) とところで、赤ちゃんへの愛着心が強い方が、弱い方よりも赤ちゃんの世話係に向いていますよね。

(結 論：) 故に、すべての女性は男性よりも赤ちゃんの世話係に向いているのです。(そして、赤ちゃんのお世話は家のなかの仕事ですから、そういう意味でも、女性の方が家のなかの仕事に向いているのです)」

妻：「……………」

さあ、皆さんならどう反論・反駁しますか。

これが既に1対1のディベートになっていることに気付いたことでしょうか。夫が性別役割分担論の肯定の立論をしました。それに対して妻は反論するか、それとも同意するかです。反論できなければ、しぶしぶかもしれませんが、妻は外の仕事はあきらめ、家で子育てと家事に専念することになります。

今日のディベートのデモンストレーションの目玉はこれではありませんので、性別役割分担論の典型的な議論は、中途半端ですが、このへんで打ち切りにして、あとは皆さんにお任せします。ヒントだけ言いますと、すべての役割分担論の肯定立論は反駁できます。今日配布の資料「デモンストレーション1の資料」をお読みください。

6 さて、次に藤川さんと宮崎さんに代わって、これも1対1ディベートをやってもらいましょう。

テーマは「女性差別撤廃条約の選択議定書の批准」についてで、肯定派は、「批准すべき」と主張します。簡単に批准派と呼んでよいでしょう。否定派は、「現状のところ(或いはしばらくの間)批准する必要はない」と、肯定派に反論します。

デモンストレーションの前に、まず女性差別撤廃条約とは何か、更にその条約の選択議定書とは何か、について概略を説明致します。

女性差別撤廃条約とは、どういう条約でしょうか。

法女性学を創始した金城清子先生はずばり、「女たちのもう一つの憲法」と評価しています。日本の本物の憲法では、第14条の「法の下での平等」の条項で、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と謳っていますが、性別による差別の禁止は、たったの一行きりです。それに対して、女性差別撤廃条約は事細かく差別を取り上げています。3分クッキングというのがありますが、重要なポイントのみを、それぞれ10秒くらいで超要約すると、

- ① 女子差別とは、性に基づく女性に対する不当な区別、排除、制限をさす ⇒ 条約の第1条ですね
- ② その差別は、あらゆる領域にかかわるもので、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、そしてその他、となっており、文字通り全領域 ⇒ 第1条です
- ③ 差別で何が不当に侵害されるかという点、男女が平等にもつとされる人権および基本的自由
- ④ 具体的には、どういう人権・自由か。まず、自分の能力の完全な開発・向上の権利。男性だけでなく女性にも平等に認められるべき ⇒ 第3条
- ⑤ 次に、役割分担の自由。典型的なのは、男は家の外、女は家の内、という性別役割分担による差別。さっき1対1のディベート・デモンストレーションで取り上げたものです ⇒ 第5条
- ⑥ 政治的、公的活動に参画する権利。これは私が講演や講座ごとに重要だと指摘しているもので、アリストテレスの人間の定義「言葉をもつ動物」の真意を、博士課程のときにドイツ人の指導教授から聞いて驚い

た経験がある。彼曰く、それはアゴラ（広場）に入場して市民として発言できる権利を指している、というわけです。最盛期のアテネでは、18歳以上の男性がアゴラにおける発言権がありました。直接民主制ではそうなるのです。そこで、先生が続けていった言葉は、「したがって、当時のアテネでは、女性、子供、奴隷は人間ではなかったのです」政治的、公的活動に参画すること、つまりアゴラ（フォーラム）に出て発言し社会形成に参画する。これが民主主義社会では非常に大切だと肝に銘じた次第です ⇒ 第7条

- ⑦ 国際結婚で国籍の取得や変更などについて男女平等である権利。またその子供の国籍についても、親の性別にかかわらず平等である権利。これは、女性差別撤廃条約を批准する準備段階で是正されました。それまでは、父親が日本人である場合のみ、子供も日本国籍がとれましたが、父母のどちらかが日本人であれば、日本国籍が取得できるように改正されました ⇒ 第9条
- ⑧ 男女均等で教育に与える権利。男女同一内容の教育を受ける権利。この条項によって、女性のみ必修だった家庭科教育が男女共修に改正。条約の威力はここでも発揮されました ⇒ 第10条
- ⑨ 同一の雇用機会、及び同一価値の労働に対して性別に関係なく同一報酬、同一待遇を受ける権利。この条項から、完全な形ではないにせよ男女雇用機会均等法が誕生しました ⇒ 第11条

各項目を10秒で要約、と言いましたが、計90秒以上かかってしまいました。いま挙げた権利以外に、法の前の男女平等や婚姻・家族関係における平等の権利等が掲げられていますが、割愛します。

女性差別撤廃条約は、これらの権利を侵害するあらゆる女性差別を撤廃すべきことを謳っているわけです。

締約国がこの条約に沿って、どのように差別撤廃を推進する法律や制度をつくったのか、或いは従来の法律や制度を改正し改善して、男女平等の環境を整えていったのか。条約の18条によると、締約国には国連事務総長に現状と実績について報告書を提出する義務があるとされています。

日本は、批准したあと、第6次レポートまで提出しました。このレポートに対して、国連の差別撤廃委員会は目を光らせて検討し、評価すべき点は評価し、改善すべき点は厳しく指摘し、その実現を勧告します。

更にこの条約には付随して「選択議定書」という文書があって、女性差別撤廃と男女共同参画社会推進のために、この議定書を批准することがきわめて重要だとする人も多いのです。この議定書を批准すると、締約国の国民が個人として、国の頭越しに、差別撤廃委員会に対して自らの権利侵害を通報して救済を申し立てることができます。検討の結果、その国に対して救済の勧告をすることができます。

また、締約国が重大な侵害を行っているとの信頼できる情報が寄せられれば、委員会にはその国の協力のもと、調査をすることができ、検討の結果、必要があれば勧告を行います。

さて、今から行うディベート・デモンストレーションの前提について概略をお話ししたので、それではシナリオに従って実演してもらいましょう。

まず肯定派の立論からお願いします。5分です。

7 批准派の立論：「皆さん、こんにちは。私は、女性差別撤廃条約に付随する選択議定書という文書を、日本は批准すべきである、と主張します。それも出来るだけ早く、です。

日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准しましたが、それに伴い、その前後で、女性に不利であった国籍法を改正したり、男女雇用機会均等法を制定するなど画期的な業績をあげました。いわば、ロケットスタートです。その後も、男女共同参画社会基本法の制定など、着実に前進を続けているように見えます。その間、日本は国連に対して、女性差別撤廃の実施状況について6回にわたって報告書を提出し、委員会から見解と勧告を受けています。

このようにお話しすると、日本の女性差別撤廃の歩みは順調であるように感じますが、どうも第6次レポートに対する委員会のコメントを読みますと、日本政府を筆頭に、各省庁、国会、司法の全体にわたって、差別撤廃の歩みが牛のようになくなってきた、という印象を強くもちます。委員会は確かに、報告されている日本政府の業績の一部を評価していますが、よくよく見ると、他の施策によって間接的に差別が軽減される効果がうまれているものを多く報告しています。委員会もそのへんに懸念を抱いていて、第4次、5次で勧告したことも是正されていないままなので、「全力をあげて取り組む」よう強い口調で要請しています。

報告書で、良い業績は報告するけれど、未達成のものや都合の悪い情報は伏せておく、というのは人情で良く分かります。誰でも、花マルの評価がほしいですね。自分の欠点は隠したいものです。或いは、ごまかしたいものです。でも、そんなことをしたら報告の信ぴょう性が疑われることになります。実験データを改ざんした実験レポートは、犯罪に近いものです。営業成績を水増しで報告する支店があれば、企業はいずれ倒産します。大学

でのレポートは、真偽に厳しい態度を訓練するためのものでもあります。日本からのレポートは、実態をあるがままに伝えるべきではないでしょうか。

委員会の勧告を読むと、第4次、5次で勧告したことが解決されていない、とかなり苛立った感じで意見を述べています。委員会はどのようにして、レポートの成果の背後に隠れている実態を読み取れたのでしょうか。それは国際女性の地位協会が発行している冊子『学んで活かそう女性の権利』のコラム「日本レポート審議に大きな役割を果たしたJNNC（日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク）」で明らかにされています。簡単に言えば、政府代表と差別撤廃条約委員会との対話の前に、JNNCのメンバーは委員との会合の機会に、日本の状況を縷々説明していたというわけです。委員たちの頭のなかには、その情報がわんさか詰め込まれていたのです。おかげで、委員たちはレポートにまどわされることなく、現実を鋭くついた勧告を出すことができました。

国内の問題が外に出ることがなければ、不都合なことは蓋をされがちです。4年毎、というのは如何にもものんびりしていますが、国連への報告義務、つまり国外への情報開示義務は、日本政府や省庁に、女性差別撤廃の業績づくりを強いることになるので大きな効果を与えています。でも、その報告が業績を過大に伝えて、深刻な差別を覆い隠す巧妙な機能をもっているとしたらどうでしょう。日本のNGOからの団体通報がなければ、闇に覆われたまま、差別の実状は残り続けるのではないのでしょうか。

差別は常に、具体的な個人が受ける深刻な人権侵害です。真相が覆われたままであれば、多くの個人が差別の苦しみを受け続けることになります。

差別を受けている個人本人が、日本の実態を覆い隠す情報を突き破って、国連にじかにその訴えを伝える可能性があれば、日本政府も省庁も本当に真剣に、「全力で差別撤廃に取り組む」ことになると確信します。

私は、女性差別撤廃条約の選択議定書を、出来るだけ早く批准すべきと考え強く主張します」

8 ありがとうございます。次に、否定派からいまの立論に関して、質問（反対尋問という呼ばれている）が出されます。批准派の方はそのまま立ってください。質問に対して、出来るだけ誠実に答えてください。質問する方は、まだ反論や反駁をする必要はありません。純粹に相手の主張をもっと理解したいとか、その根拠をもっと知りたいとか、といった理由で質問することになりますが、実は反論や反駁の糸口をそこから見つける戦術もひそかに入っている場合の方が多いでしょう。頭をめぐらすことが必要です。ちょうど、将棋をさすときに、何手か先に読んでいる方が有利であるのと似ています。

否定派からの質問尋問：「肯定派の立論に対して、2点質問させていただきます。

- ① 選択議定書を批准している国はどのくらいありますか。
- ② 選択議定書の締約国から、どのくらいの数の個人通報があり、またその内容にはどのようなものがありましたか」

9 肯定派の回答：「まず、最初のご質問ですが、国際女性の地位協会篇 尚学社発行の『コンメンタール 女性差別撤廃条約』の471頁によると、2010年1月1日現在、締約国は99ということです。なお現在は、100各国に達したそうです。日本政府は署名すらしていません。次に第二の質問ですが、同書の503頁によると、2009年9月1日現在、22件の個人通報が登録されています。そのうち、受理されなかったケースが約36%にあたる8件。条約違反として認定されたものが4件。条約違反ではない、と認定されたのが1件でした。通告者の国籍は、オーストリア、ハンガリー、オランダ、ドイツ、フランス、イギリス、トルコ等などです。通報の内容ですが、いくつか例を挙げると、

- ① 離婚時の財産分与が妻の無報酬労働を正当に評価していない
- ② 内縁の夫からのDVから母子を護るシェルター施設がない
- ③ 同意のない不妊手術をされた
- ④ スカーフを着用して教鞭をとったため解雇された
- ⑤ 夫のDVに対して警察の効果的保護がないため殺害されたなどです」

10 否定派からの質問の追加：「申し訳ないです。もう一つだけ、質問させていただきます。個人通報が不受理になる、ということですが、受理される・されないの基準は何ですか」

11 肯定派の回答：「それは簡単に言えば、国内の救済措置を尽くしているか・いないか、が一番の基本です。なんでもかんでも、国の頭越しに国連に直接訴えても、受理されずに本人に返されます。それは当然のことと考えます」

さて次に、否定派が立論します。

12 否定派の立論：「まず断っておかなくてはならないことは、私は肯定派に全面的に反対しているわけではないのです。選択議定書の批准は、私も大いに賛成なのです。ただ、最後の私の質問の回答にあったように、国内で救済措置を尽くしていなければ、個人通報は空砲になってしまいます。大事なのは、人事を尽くして天命を待つのではないですが、国内で人事を尽くして国連の勧告を待つ、ということです。私は、選択議定書の批准よりも優先しなくてはならない課題として、国内の是正措置や救済措置をもっともっと充実させて、国連に通告する前に、出来るだけそれらを活用して問題を解決すべき、と主張したいのです。

女性差別に関する国や省庁、地方自治体の施策に対する不満や苦情、そして女性であるが故に不当に受ける差別という人権侵害からの救済の訴え、これらを単純化して言えば、施策についての苦情と人権侵害からの救済の訴えとなりますが、それが可能であればあるほど、そして苦情や訴えが適切に吸い上げられれば吸い上げられるほど、日本の女性差別撤廃は一段と大きく前進するのではないのでしょうか。

私は施策への苦情と救済の訴えの申し出窓口はどこなのか、を調べてみましたが、そこから、改善すべき重要な問題点を見つけることができました。後ほどその問題点について詳しく触れるつもりですが、ここでは「国内の救済措置を尽くす」ために実施すべき課題のみを主張したいと思います。

それは、現在縦割り行政によってばらばらのままの窓口同士が連携し合って、一人の個人の苦情解消と人権侵害からの救済に「全力であたり」、問題が国レベルまでに及ぶならば、総理大臣を本部長とする内閣府の男女共同参画推進本部が下位の全レベルを統合して、全面的な最終責任者としてその個人の救済と施策の是正にまい進すること、これが「国内の救済措置を尽くす」ことなのではないのでしょうか。それぞれのレベルで個人の苦情や訴えを統合してその解決に責任をもつケア・マネジャーのような存在が必要ですが、さしずめ総理大臣は、そのようなタイプのケア・マネジャーの親玉のような存在であるべきだと思います。

私は、選択議定書の批准よりも、女性差別撤廃委員会が個人通報の受理要件としている「国内の救済措置を尽くす」ことこそ優先すべきと考え、苦情と訴えの統合的なマネジメントを提案しているわけです」

それに対して批准派から質問が出されます、つまり反対尋問です。

13 批准派からの尋問：「①施策に対する苦情と人権侵害の訴えの窓口について言及されましたが、具体的にはどのような機関があるのですか。②また、苦情や訴えの内容には、どのようなものがあるのでしょうか」

14 否定派の回答：「それでは、2点のご質問にお答えします。

①について、まず国レベルの法律や制度などの施策に対する苦情を受け入れる窓口ですが、その一つは、総務省管轄の管区行政評価局行政評価事務所という長たらしい行政機関です。全国 50 箇所に配備されていますが、埼玉県はすぐ目の前の合同庁舎 1 号館内にあります。さらにデパートなどで定期的に相談会を開設するのが総合行政相談所。そして一番身近に相談できる窓口として、全国の市区町村に配置されているのが、行政相談員です。その相談員のなかから、特に男女共同参画に関する苦情や要望を受付処理する窓口として、男女共同参画担当委員が指名されています。21 年度には、全国で 189 名が活動しているとの事です。

女性差別などの人権侵害の救済の訴えの窓口は、こんどは法務省管轄になります。常設の窓口としては、全国の法務局と地方法務局で開設されていて、電話或いは面接で相談できます。そこで調査・処理をしてくれます。女性の人権については、「女性の人権ホットライン」という電話相談制度があって、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、電話での相談を受け付けています。さいたま地方法務局の電話番号は、048-859-3516。全国共通ナビダイヤルは、0570-070-810 です。相談員として、法務局職員あるいは法務大臣から委嘱された民間人の人権擁護委員が対応してくれます。

男女共同参画についての施策に関する苦情窓口、そして人権侵害の訴え窓口を別々に紹介しましたが、その両方とも受け付けてくれて、対応してくれる、最も身近な相談窓口があります。他の都道府県に先駆けて平成 12 年にその機関を開設したのが、この埼玉なんですね。ここが発祥の地です。ちなみに男女共同参画推進条例を制定したのも、埼玉県が最初です。つまり、埼玉県は女性差別に対して最も先進的な県なのです。さて、その相談窓口ですが、「埼玉県男女共同参画苦情処理委員」です。

平成 17 年度から 21 年度までの「埼玉県男女共同参画苦情処理年次報告書」をみると、苦情処理委員は 3 名、その活動を補助する専門員が 3 名～4 名となっています。具体的には、県民生活部男女共同参画課に問い合わせをして申し出の手続きを確認して申し出てください。

県民ならば、この制度を多用されることを勧めます。

②のご質問ですが、苦情や訴えの内容ですね。内閣府男女共同参画局が発行している冊子『苦情処理ガイドブック

ク』の事例を参考に、その内容を挙げてみると、

- (1) 女性の就労支援のための託児サービスの充実の要望
- (2) 男性からの要望として、保母という名称のほかに「保父」も正式名称にしてほしい
- (3) 臨時職員の妊娠・出産による非継続扱いの苦情
- (4) 子育て支援のポスターに母子像が描かれ性別役割の固定化につながるの苦情
- (5) 県によるミス・コンテスト後援の不適切の指摘
- (6) 女性職員の昇格・昇進の機会が公平でないことの苦情
- (7) 学校管理職の女性比率と選考の公平性の確保
人格侵害事例として、
- (8) 夫からのDVの訴え
- (9) セクハラへの訴え

平成17年から21年までの埼玉県男女共同参画苦情処理年次報告書を見ると、人権侵害についてはセクハラが大部分です。施策についての苦情は、21年度に画期的に多く、その内容は多岐にわたっているが、行政委員会・付属機関・懇談会などの委員の女性の割合を指標として示すことを求めている点が目立っています。

法務省管轄の「女性の人権ホットライン」の統計資料によると、平成17年度から21年度まで、暴行・強制・強要・セクハラ・ストーカー・その他で、年間2万3千件前後の電話相談があったとのこと。

以上で、お答えになったでしょうか

15 それでは、後半の反論（反駁）に入ります。反論は、立論とは順番が逆になり、最初に否定派の反論から始まります。それではどうぞ。

否定派反論「私は、肯定派の主張する、選択議定書の批准に反対するものではありません。このことは、誤解されないように繰り返し強調しなければならないことです。私が立論で主張していることは、国連に訴える前に、まず国内の状況を充実すべき、という一点に集約されます。国内で救済措置を尽くさない場合、どんなに深刻な個人通報でも、女性差別撤廃委員会が受け付けない、受理しない可能性は高いのです。

男女共同参画の観点からいろいろな施策に対して不満を抱いた個人がその不満をぶつけ苦情を申し出る国内の窓口は、立論で指摘したように、種々そろっています。

総務省の行政相談委員、特に男女共同参画担当委員ですね。そして女性差別などの人権侵害の訴えについては、法務省の委嘱を受けた民間ボランティアの人権擁護委員がいます。その方々が相談にのってくれます。さらに、女性の人権ホットラインという電話相談制度があります。これも法務省の管轄です。しかし、なによりも地元の住民にとって最も身近な窓口は、埼玉県の男女共同参画苦情処理制度のような、地方自治体が独自に開設している相談窓口です。

ともかく、いま述べたような、国内で利用できるもろもろの制度を利用し尽くすべきです。そのうえで、どうしても苦情が聞き入れてもらえず解決には至らない、また人権侵害から逃れられない・救済されない、ということであれば、ここで初めて国連の個人通報に訴える、ということになります。

それでは、現在活用できるさまざまな機関を活用しさえすれば、ものごとはうまく進展するのでしょうか。私はそれほど単純ではない、と考えています。実は、先ほど述べた苦情処理・人権擁護の機関は、ある根本的問題をかかえています。その欠点を2,3紹介して、「国内で救済措置を尽くす」うえで最も重要な課題を指摘したいと思います。

- ① 埼玉県の男女共同参画苦情処理制度を例にとりましょう。埼玉県民はその素晴らしい制度をどのくらいの頻度で、どのような案件内容で活用しているのでしょうか。平成17年から平成21年までの「埼玉県男女共同参画苦情処理年次報告書」を見ると、平成17年度に男女共同参画苦情処理委員に寄せられた県の施策に対する苦情はゼロ、人権侵害事案は5件でした。18年度も苦情ゼロ、人権侵害関連は5件。19年度も苦情ゼロ、人権侵害は3件。20年度は苦情1件、人権侵害は2件。21年度は、さすがにゼロ続きではまずいと考えたかのように、苦情が4件、でも人権侵害案件はゼロ。これでは、制度あって申し出なし、という開店休業の状態です。立派な個人通報の制度があっても通報者が少ないという国連と同じ状況ですね。「国内での救済措置を尽くす」ということは、苦情処理制度や救済制度が整備されていればよい、ということではありません。制度は必要条件にすぎず、それを活用する人々がいて初めて「措置が尽くされている」といえるのです。

制度の活用頻度をみただけで、申し出の内容をチェックしてみましょう。17年度の人権侵害で公表されている3件はセクハラ事案です。18年度の人権侵害の公表されている4件もセクハラです。19年度の公表の1件もセクハラです。20年度の公表2件は暴力行為とセクハラです。県の施策への苦情1件は、男女共同参画推進センターの相談員の対応仕方についてです。21年度は、非常に詳しく施策のあれこれについて苦情がなされています。

この5年間のデータを点検しましたが、どうして苦情や訴えの申し出がこれほど少ないのでしょうか。一つには、埼玉県が男女共同参画の観点から苦情も出ないほど立派な施策をもち、訴えるほどの人権侵害もない優良な県であるから、かもしれません。それとも、そもそも苦情処理制度やその機関について県民に十分に周知されていないのでしょうか。或いは、この制度そのものに何らかの根本的欠陥があり、県民は利用する価値なしと見限っているのでしょうか。

その答えは、報告書に掲載されている苦情処理委員の感想的所見から見えてきます。埼玉県在住の弁護士をされている委員は、自分が委員を委嘱する前、このような制度があるとは知らなかった、と正直に白状しています。ともかく、県民には知らされていない、というのが真相なのですね。

- ② 私は法務省管轄の「女性の人権ホットライン」の電話相談についても調べてみました。県内の公民館や市役所など、あちこちにポスターが張られて、視覚的に女性たちに訴えかけています。さぞや相談者が多いのでは、と予想した通りに、毎日、電話があるそうです。1年に数件ではなく、1日に数件、というペースでしょう。男女共同参画苦情処理への申し出の窓口は、県民生活部男女共同参画課ですが、利用者をホットラインに吸収されてしまっているかの感があります。

私が、ここで根本問題であると指摘したいのは、広報の巧拙だけではなく、実は苦情処理委員会と人権ホットラインとの連携についてです。ホットラインのデータと苦情処理制度の人権侵害データを合わせれば、埼玉県の人権に関する訴えが統合されて、女性の人権侵害の内容分布があたかも問題領域の地図のように描くことができる筈です。

どうも、縦割り行政になっていて、連携や統合がおろそかになっているのではないのでしょうか。

これは総務省管轄の行政相談委員、特に男女共同参画担当委員制度についても言えるのではないのでしょうか。例えば、埼玉県男女共同参画苦情処理委員会に、総務系のこの担当委員が入っているのでしょうか。そうならば、施策についての苦情を両者が合同会議で知恵をしぼり、協力することができます。でも条例では、苦情処理委員も彼らを補助する専門員も知事の委嘱によるとされていますので、建前上は、総務省とは別のラインになります。

- ③ 私は、県レベルでは、男女共同参画推進センターが、人権侵害の救済への訴えに関して、県の男女共同参画苦情処理委員会と法務省の人権擁護委員や女性ホットラインを連携させ統合する役目をもつべきと考えます。そして県の施策に対する苦情に関しても、男女共同参画推進センターが、県の男女共同参画苦情処理委員会と総務系の男女共同参画担当委員会を連携させ統合する役目を担うべきです。この男女共同参画推進センターが、女性問題に関するケア・マネジメントのセンターたるべきなのですね。

私の反論をまとめましょう。都道府県の男女共同参画推進センターのトップに君臨するセンター中のセンターが、総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部です。その構成員は、各省の大臣です。省庁の縦割り行政と全国ばらばらの女性人権問題は、そのセンター中のセンターで、連携・統合されるべきです。そこで、市区町村の地方自治体から国に至るまでの施策の問題点や女性の人権侵害の現状が、問題領域地図の上に明瞭に現れてきて把握され、今後の国や地方自治体の課題が明確にされます。

そうなれば、女性差別撤廃条約への4年毎の報告は、まさに国レベルで統合された観点から、体系的になされることができます。

このように、「国内で人事を尽くし、救済措置を尽くしたうえで」初めて、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准も実効性のある有意義なものになるでしょう。私はあくまで批准派の立場に同意します。しかし、実が伴っていない決定は、得てして形式にとどまり、空振りになる危険もあります。以上です」

16 肯定派反論：「批准に好意的な意見をいただき、どうもありがとうございました。それでは、肯定派反駁を行います。

実は、私も反対派に絶対反対というスタンスではないのです。いまお聞きした内容は、同感する点も多いのです。先進国の多くが批准しているから、といった動機で批准を進める、ことには私も反対です。形だけに終わる

可能性が高いからです。何事も、本当にそうならなければ、意味がありません。しかしそれでも私は、出来るだけ早く、議定書の批准を行うべきと考えます。その主な理由を3点述べます。

① まず一つは、反対派の主張である「国内で人事を尽くして初めて国連の勧告を待つべし。そのためには、まずもって、施策の苦情および人権侵害の訴えの統合的な受け入れ態勢を充実させるべし」という考えには前提があったのですね。それを文章で言い表すとういう風になります。

- (1) もし選択議定書を批准したならば、締約国の国民は国連に個人通報ができる
- (2) 通報された個人通報が女性差別撤廃委員会で受理されるためには、国内での救済措置を尽くしていなければならない
- (3) 国内で救済措置を尽くすためには、苦情や訴えの受け入れや施策・人権侵害を改善する体制を整えなければならない

ところで、(1)の文章の後ろの方、後件といいますが、「苦情や訴えの国内体制を整えなくてはならない」というお説は、「もし選択議定書を批准したならば」という(1)の文章の前の方、前件といいますが、これを仮定しています。従って「もし選択議定書を批准しなければ」、果たしてお説を支える根拠があるのかどうか。いっそのこと、架空の話にとどめないで、「選択議定書を批准する」方向で決心したらどうでしょうか。そうすると、お説の通り、個人通報が受理されるために日本は、国内体制の整備を必然的にしなければならないことになります。

私たちの主張は、反対派の方々が前提にしている選択議定書の批准を、仮定や架空の話でなくて、本当に実現させましょう、と提案しているのですから、反対派の主張を現実的にサポートしているようなものです。反対派が国内整備を架空のものでなく本当に実質的に考えるのならば、選択議定書の本当の批准という私たちの主張に賛成しなければなりませんね。これが反駁の一つです。

② 次に、反対派の人たちが次のように反論するかもしれません。「選択議定書を批准しても、しなくても、私たちは女性差別の施策に対する苦情や差別からの救済の訴えにもっと耳を貸すべきであると考えますし、施策の是正や救済といった措置をもっともっと充実し整備しなくてはならない、と主張しているのです」と。このお考えは立派だと思えます。日本は女性差別撤廃条約を批准し、またそれに伴うさまざまな法律を制定し制度を策定したのでから、締約国として差別撤廃や男女共同参画社会実現の約束を履行しなくてはならないのは当然です。いかなる外圧もなく、日本が自発的に目標目指して男女共同参画社会を推進していければ、そしてそれに違反するようなことがあれば自浄作用が効いて改善される体制ができていれば、これに越したことはありません。個人がわらをもつかむ思いで国連に頼るために、選択議定書を批准する必要は全然ありません。でも第二次世界大戦後の日本の歴史が私たちに教えてくれることは、政治や社会の劇的な変化は、国外からもたらされてきたということです。

第二次世界大戦で日本が無条件降伏しポツダム宣言を受諾しなければ、日本に民主主義政治が生れるのに数十年、いや100年以上かかったかもしれません。軍国主義、超国家主義から民主主義への大転換、そして女性の権利の解放は、連合軍司令部からの指令であつたという間に進みました。戦後の新憲法第13条で、「すべての国民は、個人として尊重される」とされ、第14条では「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と高らかに謳われています。女性差別、男女平等の点で、ビッグバンのような画期的な夜明けになったのです。しかし、その後の足取りは重くなってきました。本当に個人尊重、男女平等の世の中になったのでしょうか。もし法律や制度が、「女性」であるが故の差別を含んでいるのならば、憲法14条に違反しています。つまり違憲です。憲法第81条によると、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」として違憲審査の最高権限をもたされていて、女性差別の法律などは最高裁判所の違憲審査を受ければ必ずや違憲とされる筈です。でもこれは建前で、世の中に違憲とされる女性差別の施策がごまんとあつても、ほとんど違憲とされません。戦後の民主主義の歴史は、輝かしい面と失望の連続の面があります。

最高裁判所の違法審査制度が全幅の信頼をおけないとなると、どうしたらよいでしょうか。日本の法女性学の草分けである金城清子先生は、弁護士活動で何度も壁にぶつかり、絶望的な気持ちになったそうです。金城先生の目には、女性差別撤廃条約は希望の星、救世主のように見えたのではないのでしょうか。そこで、女性差別撤廃条約を「女たちのもう一つの憲法」と言っているのですね。

戦後民主主義は連合軍司令部がもたらしたものです。男女平等についてしばらく停滞が続いたあとに、女性差別撤廃の新しい風が国外から、女性差別撤廃条約という形でもたらされました。第二のビッグバンです。でも、それはほんの数年で、その後の歩みはまたまた鈍化してきています。4年に一度、国連事務総長に報告すればよい、との安易で怠惰な習性ができつつあります。自発性も自浄作用もどこに置いてきたのでしょうか。

そこで私たちは選択議定書を、日本を変革する希望の星として見ているわけです。ぜひとも批准して、第三のビッグバンをもたらしたいものです。反対派の人たちが主張する国内の苦情処理・人権侵害救済の充実と整備は、批准をきっかけに、劇的に進むことでしょう。そういう意味で、反対派の人たちにも、私たちの主張を理解して同意してほしいのです。

③ 反対派の人たちは、それでも次のような異論を唱えるかもしれません。まず最初の問いは、

「選択議定書を批准した締約国の個人の個人通報が女性差別撤廃委員会に受理されるためには、国内の救済措置を尽くさなければならない、とされていますが、それでは逆に、国内の救済措置を尽くした個人通報ならば必ず受理されるのでしょうか」

それに対して私は、Noと答えます。例えば、既に解決済みのものであれば、受理されることは当然なわけです。そのような申し出手続き上の条件はいくつかあります。反対派の人たちは次に、こういう質問をするでしょう。

「いま受理するための手続き上の条件を全部満たして、しかも国内の救済措置を尽くしたとすると、その場合、個人通報は必ず受理されるのでしょうか」

それに対する私の答えは、恐らく受理される、です。反対派は更に質問を続けます。

「国内の救済措置を尽くすことを含めた必要条件のすべて満たしていれば、個人通報は恐らく受理されるでしょう、という見解ですね。ところで国内の救済措置を尽くすことの一歩分りやすい具体的な形は、最高裁判所の違憲審査でその差別事案が違憲とされた場合ですね」

私は、その通りと答えます。反対派は追い討ちをおけるように、こう質問するでしょう。

「でも最高裁判所で違憲とされれば、国内で文字通り救済措置がとられることになるので、わざわざ国連に救済を訴える必要がないのではないですか。個人通報はしませんよね。そうすると、最高裁判所の違憲審査で、違憲ではない、と結審された事案が国連に救済を求めて個人通報されるケースになるのですね」

私は、まさにその通りです、と答えます。すると反対派はたいへん微妙な問題性についてくると考えられます。

「違憲でないとしたケースを女性差別撤廃委員会が審議して締約国に改善を求めるよう或いは救済するように勧告したとします。その場合、最高裁判所を違憲審査に関する終審裁判所であるとお墨付きを与えている憲法 81 条に違反するのではないですか。それこそ、国連の勧告自体が違憲になるのではないのでしょうか。それを聞き入れたら、最高裁判所の司法的最高権威を犯すことになるからです」

選択議定書の批准に反対する人の一部は、どうも、この論拠に基づいて反対しているようです。一般に「司法の独立性への侵害」と言われている反対理由ですね。

これに対して、私は憲法に基づいて明確にお答えしておきます。

憲法 98 条の第 1 項に、確かに憲法の最高法規性が述べられています。「この憲法は、国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と。従って、国連の勧告はこれに引っかかって、国内ではその効力を有しないことになるように感じられます。しかし、98 条の第 2 項を思い出してください。

「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」

この条項から、次のように結論することができます。

わが国が選択議定書を批准した場合、たとえ最高裁判所が女性差別の訴えに対して違憲でない、と結審しても、女性差別撤廃委員会はそれに対して救済措置をとるよう我が国に勧告することができます。まさに憲法 98 条の 2 項に従って。

反対派にこの点をはっきりと認識してもらいたいと思います。国内の憲法で違憲ではない、とされた女性差別事案が、女性差別撤廃委員会に個人通報されて審議された結果、差別であると認定され、わが国に

救済の勧告が出されれば、それは違憲ではなく、まさに憲法 98 条 2 項にそった勧告、つまり合憲になるのです。従って司法の独立を侵害することにはならないのです。

憲法 98 条第 2 項は、日本が批准した女性差別撤廃条約を遵守することを求めています。遵守の実効性を向上させるためには、付随する選択議定書を批准することが確実な道です。

私たちは、憲法の立場からも、選択議定書の批准に賛成するものです。肯定派からの反駁は以上です。ありがとうございました。

「反対派の方たちとも連携して、より良い男女共同参画社会を強力に推進していきたいと思います」

以上がディベートの模範演技でした。それでは学生たちに生のディベートをしてもらいましょう。

(以下、紙幅の関係で割愛する。本稿は、平成 23 年 3 月 6 日、埼玉県男女共同参画推進センターで開催されたディベート・デモンストレーションの誌上再現である)